



報道機関各位



平成30年 3月30日
室蘭開発建設部 広報官

平成30年度北海道開発事業費 (室蘭開発建設部実施分)の概要について

平成30年度北海道開発事業費(室蘭開発建設部実施分)について、別紙のとおりお知らせします。

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部

全 体 広 報 官 工藤 明人 電話 0143-25-7051
治 水 関 係 治 水 課 長 天野 聡 電話 0143-22-9171 (内線 291)
道 路 関 係 道 路 計 画 課 長 鈴木 武彦 電話 0143-22-9171 (内線 351)
港 湾 ・ 水 産 関 係 築 港 課 長 井本 文博 電話 0143-22-9171 (内線 361)
農 業 関 係 農 業 開 発 課 長 高橋 俊博 電話 0143-22-9171 (内線 271)

室蘭開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/>



平成30年度北海道開発事業費
(室蘭開発建設部実施分)の概要

平成30年3月
室蘭開発建設部

平成30年度 室蘭開発建設部事業費総括表

(事業費)

(単位：百万円)

事 項	予 算 額	備 考
治 水	6,755	
海 岸	472	
道 路	24,234	
港 湾 整 備	3,375	
都 市 水 環 境 整 備	54	
農 業 農 村 整 備	8,265	
水 産 基 盤 整 備	2,329	
合 計	45,483	

注) 1. 農業農村整備及び水産基盤整備を除き、工事諸費は含まれていない。

2. 四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

治水事業

(事業の概要)

管内の治水事業は、一級河川鷓川水系（直轄管理延長42.9km）及び沙流川水系（直轄管理延長46.3km）の河川改修及び維持修繕、二風谷ダムの管理、沙流川総合開発建設並びに樽前山火山砂防事業です。

平成30年度は、第8期北海道総合開発計画の主要施策に基づく事業促進を図ることを目的に、強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成に資するためのインフラ整備・老朽化対策の促進を図るほか、平成28年8月に北海道に襲った一連の台風により大きな被害を受けたことを踏まえ、関係機関が連携しハード・ソフト対策一体となり緊急的に実施する治水対策としてとりまとめた「北海道緊急治水対策プロジェクト」の推進、及び平成27年度から推進している「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく治水対策の推進を図ります。

樽前山においては、引き続き火山砂防事業の促進を図ります。

また、北海道と命名されて150年の節目でもある平成30年は、川からはじまる地域づくり、観光に貢献する「かわたひ北海道」を推進します。

河川改修： 鷓川・沙流川の堤防整備や河道掘削、堤防天端保護等を行います。

河川維持修繕： 鷓川及び沙流川の河川管理施設の適正な管理を行うため、堤防除草、樋門管修繕、河川巡視等を継続します。

堰堤維持： 沙流川二風谷ダムの諸設備の維持管理を行います。

沙流川総合開発建設： 平取ダムの本体工事等を行います。

火山砂防事業： 樽前山南麓の覚生川等において、火山泥流対策のため砂防堰堤等の建設を継続します。

総合流域防災対策事業： 総合流域防災対策に係る調査等を行います。

平成30年度 治水事業の概要

事業別	地区別等	事業の概要	
河川整備事業	河川改修	鷓川・沙流川	堤防整備、河道掘削、堤防天端保護等
	河川維持修繕	鷓川・沙流川	河川管理施設の管理、河川巡視等
	堰堤維持	二風谷ダム	諸設備維持管理等
ダム事業	沙流川総合開発建設	額平川	本体工事等
砂防事業	火山砂防事業	樽前山	砂防堰堤整備等
総合流域防災事業	総合流域防災対策事業	鷓川・沙流川	調査等

海岸事業

(事業の概要)

直轄胆振海岸は、北海道中央南部（苫小牧市～白老町）に位置し、太平洋に面して弧状の海岸線をなす延長24.6kmの区間です。

平成30年度は、越波による被害軽減、背後地の浸水被害や近接する国道36号の通行障害を解消するため、海岸保全施設の整備を推進します。

海岸保全施設整備事業： 胆振海岸（苫小牧～白老）の白老工区において、人工リーフ整備を継続します。

平成30年度 海岸事業の概要

事業別		地区別等	事業の概要
海岸事業	海岸保全施設整備事業	胆振海岸	人工リーフ整備（白老工区）

道 路 事 業

(基本方針)

第8期北海道総合開発計画(平成28年3月29日閣議決定)に基づき、「世界の北海道」を目指して、「食料供給基地としての持続的発展」、「『観光先進国』実現をリードする世界水準の観光地の形成」及び「強靱な国土づくりと安全・安心な社会基盤の形成」を推進するための社会資本整備等を重点事項として実施します。特に、北海道の強みである「食」と「観光」を戦略的産業として位置付け、食と観光を担う「生産空間」を支えていくため、我が国の経済成長を支える北海道の戦略的産業の振興や、その前提となる北海道の国土強靱化等の分野に重点化し、ストック効果が最大限発揮されるよう、安定的・持続的な社会資本整備を推進します。

○食料供給基地としての持続的発展及び世界水準の観光地の形成を目指す地域社会の形成

- (1) 広域分散型の地域構造を支える道路ネットワークの形成
広域的な交流・連携の確保、生産地や観光地、空港・港湾等とのアクセス強化により、農林水産業・観光産業など地域経済を支える高規格幹線道路日高自動車道の整備を推進します。
- (2) 渋滞対策の推進
北海道渋滞対策協議会において特定された主要渋滞箇所(室蘭開発建設部管内:19箇所)の解消に向けた検討・対策を推進します。
また、観光期渋滞の解消により地域振興に貢献するとともに、アイヌ文化の復興等拠点へのアクセス改善、国際拠点、港湾間の連結強化、円滑で安全な物流の確保による企業活動の支援を目的に、国道36号白老拡幅を推進します。
- (3) 「生産空間」の生活を支える「道の駅」の活用・充実
制度発足から26年、「道の駅」は全国各地に広がっています(道内121駅、うち室蘭開発建設部管内12駅:第48回登録時)。当初は通過する道路利用者へのサービスが中心でしたが、現在は観光、産業、福祉、防災等、地域資源の活用や地域の課題解決を図るための拠点、目的地にもなっています。
北海道の地方部に広域に分散している「生産空間」の維持・発展のため、地域公共交通の交通結節点や、日常生活に必要なサービスを提供する場として活用する等、人流・物流の交通ネットワークと日常生活機能を保持する取組を推進します。
- (4) 北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進
地域の魅力・課題に精通した地元住民等と協働して、道路の機能・役割を最大限発揮させることを目指す「協働型道路マネジメント」を推進します。
- (5) 世界水準の観光地の形成
旅行者の周遊を促進するため、北海道の雄大な景観の中での移動そのものも楽しむ「ドライブ観光」や「サイクルツーリズム」を推進します。
 - ① ドライブ観光を推進する「シーニックバイウェイ北海道」では、地域が主体となり、美しい景観づくりなどに取り組み、魅力ある観光空間づくりを進めます。管内では「支笏洞爺ニセコルート」が指定ルートとなっています。
 - ② 安全で安心な外国人観光客のドライブ観光を推進するため、英語による道路情報提供や外国語パンフレットの作成・配布等ストレスフリーな環境整備を推進します。
 - ③ 北海道内の高速道路ネットワークで、路線名に合わせて路線番号を用いて案内する「ナンバリング」を導入することで、訪日外国人をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内を行います。
 - ④ 世界水準のサイクリング環境を構築してサイクルツーリズムを推進するため、多様な関係者と連携しながら、広域的な地域連携とサイクル観光の推進体制を構築します。

○強靱な国土づくりと安全・安心な社会基盤の形成

- (1) 道路の防災・震災対策
救急救命活動や復旧支援活動を支えるため、緊急輸送道路の強化や代替性確保を目的に高規格幹線道路等の整備を推進するとともに、耐震性能の向上を目的に国道276号緑跨線橋架替事業を推進します。
なお、平成29年の台風により被災した、国道36号竹浦橋については引き続き復旧作業を鋭意進め、早期の開通を目指します。
- (2) 冬期交通の安全確保と暴風雪災害時におけるきめ細かな地域支援
安全で円滑な冬期道路交通の確保を図るため、気象状況や交通状況等を踏まえて、適切なタイミングで除排雪作業を実施します。また、関係機関で組織する道路防災連絡協議会で相互の連携強化を図るとともに、自治体支援のため除雪機械の貸付やリエゾン^注の派遣による災害関連情報の共有等の支援体制構築について継続的に実施します。
(注:重大な災害の発生または発生のおそれがある場合に情報収集等を目的として自治体へ派遣する職員)
- (3) 道路施設の老朽化対策
安全・安心の確保のため、インフラ長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組を推進します。
- (4) 交通安全対策の推進
 - ① 生活道路・通学路の安全対策
ビッグデータを活用した生活道路対策の実施により、通過交通の排除や車両速度の抑制を図り、身近な生活道路を歩行者や自転車中心の空間へ転換します。
また、通学路緊急合同点検に基づく歩道整備や防護柵の設置等を引き続き実施するとともに、継続的な合同点検や効果把握等の計画的な取組を推進します。

②効果的・効率的な事故対策の推進

事故データや地域の声、ビッグデータを活用した分析により、事故の危険性が高い区間等を抽出して重点的な対策を実施する事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)を推進します。

(5)無電柱化の推進

道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興の観点から、地域住民や電線管理者等と連携し、無電柱化を推進します。

平成30年度 道路事業の概要

路線名	主要事業
E63 日高自動車道	厚賀静内道路（高規格幹線道路の整備、代替性確保）
国道36号	白老拡幅（民族共生象徴空間へのアクセス改善）
国道276号	緑跨線橋架替（耐震性能の向上）
国道453号	蟠溪道路（狭隘区間及び落石等による危険箇所の解消）
国道36号ほか	<p>電線共同溝 国道 36号 苫小牧市 苫小牧栄町電線共同溝</p> <p>交差点改良 国道 36号 苫小牧市 錦岡交差点改良 国道234号 安平町 遠浅事故対策 国道234号 苫小牧市 ウトナイ北交差点改良（H30年度新規事業化） 国道235号 苫小牧市 柏原交差点改良（H30年度新規事業化） 国道276号 伊達市 清陵交差点改良（H30年度新規事業化）</p> <p>歩道 国道235号 新ひだか町 東静内歩道整備（H30年度新規事業化） 国道336号 浦河町 西幌別歩道整備</p> <p>中央帯・視距改良等 国道 37号 豊浦町 礼文華中央帯整備 国道235号 新冠町 高江中央帯整備 国道237号 平取町 岩知志視距改良 国道274号 日高町 三国の沢事故対策</p>

港湾整備事業

(事業の概要)

当部が所管する港湾は、国際拠点港湾の室蘭港及び苫小牧港と地方港湾のえりも港、浦河港及び白老港です。

管内港湾の役割は、基幹産業である農業及び水産物の生産物の円滑な流通、製紙業、石油精製をはじめとする工業の原材料輸送及び製品の効率的な出荷のほか、北海道観光の一翼を担う海洋クルーズの振興、各地域における生活拠点の形成であり、北海道開発及び地域にとって不可欠な社会資本として整備を進めています。

平成30年度においては、第8期北海道総合開発計画で示された施策を推進するため、北海道の産業における国際競争力の強化、物資の安定供給及び物流の効率化を進めるとともに、安全・安心な社会基盤の整備に取り組みます。

[室蘭港の整備]

崎守地区において、老朽化した防波堤の機能を回復するため、北外防波堤の改良を行います。

築地地区において、老朽化した岸壁の機能を回復し荷役作業の安全性向上のため、水深9m西岸壁の改良を行います。

[苫小牧港の整備]

西港区商港地区において、老朽化した岸壁の機能を回復するとともに、RORO船の荷役の効率化を図るため、水深10m南岸壁及び水深9m東岸壁の改良を行います。

西港区外港地区において、航行船舶の安全性の確保を図るため、水深15m航路の整備を行います。また、老朽化した防波堤の機能を回復するため、東外防波堤の改良を行います。

西港区汐見地区において、老朽化した物揚場の機能を回復するとともに、農水産物の輸出促進を図るため、水深3m物揚場の改良及び屋根施設の整備を行います。

[えりも港の整備]

本港地区において、航行船舶の安全性の確保を図るため、南外防波堤の改良を行います。

[浦河港の整備]

本港地区において、老朽化した船揚場の機能を回復するため、南船揚場の改良を行います。

[白老港の整備]

本港地区において、航行船舶の安全性の確保を図るため、西外防波堤及び島防波堤の整備を行います。

平成30年度 港湾整備事業の概要

事業区分	港湾名	地区名	事業の概要
港湾改修事業	国際拠点港湾 室蘭港	崎守地区	北外防波堤改良
		築地地区	水深9m西岸壁改良
	国際拠点港湾 苫小牧港	商港地区	水深10m南岸壁改良 水深9m東岸壁改良
		外港地区	水深15m航路 東外防波堤改良
		汐見地区	水深3m物揚場改良
	地方港湾 えりも港	本港地区	南外防波堤改良
地方港湾 浦河港	本港地区	南船揚場改良	
地方港湾 白老港	本港地区	西外防波堤 島防波堤	

国際拠点港湾：重要港湾のうち国際海上輸送網の拠点として特に重要な港湾で政令に定めるもの

重要港湾：国際海上輸送又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令に定めるもの

地方港湾：重要港湾以外の港湾

都市水環境整備事業

(事業の概要)

「平取町かわまちづくり」実現のため、平取地域イオル再生事業と連携して整備した水辺空間の活用、フットパスや文化伝承の場に関する整備などを行い、地域の活性化に向けて支援していきます。

平成30年度は、フットパスの利用価値を高めるため、視点場の整備を推進します。

総合水系環境整備事業： 「平取町かわまちづくり」の実現に向け、水辺空間の整備を行います。

平成30年度 都市水環境整備事業の概要

事業別	地区別等	事業の概要
総合水系環境整備事業	沙流川	平取町かわまちづくりの実現に向けた整備等

農業農村整備事業

(事業の概要)

管内の農業は、営農形態等から胆振東部地域、胆振西部地域、日高地域の3地域に大別されます。胆振東部地域は、管内稲作の中核地帯であるとともに、道内を代表する都市近郊型畑作地帯です。胆振西部地域は、自然環境に恵まれた道内野菜の生産地です。また、日高地域は、軽種馬を基幹として稲作・野菜・酪農・肉牛等多岐にわたる農業が展開されています。

第8期北海道総合開発計画に掲げられた目標の実現に向け、農業の持続的発展と食料供給の安定化を図るため、農業生産基盤の整備を進めます。

[国営かんがい排水事業]

勇払東部（二期）地区： 事業効果の早期発現に向けて、用水路の整備を進めます。

新 鷗 川 地 区： 事業効果の早期発現に向けて、用排水路の整備を進めます。

[国営造成土地改良施設整備事業]

フ モ ン ケ 地 区： 事業効果の早期発現に向けて、排水路の整備を進めます。

[調査計画]

農業の持続的発展と産地収益力向上及び食料供給力の向上に向けた整備のため、国営地区の調査等を進めます。

[国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業]

国営造成施設の長寿命化を目的とする保全対策等の適切な実施のため、機能診断及び機能保全計画の策定を行い、適期の整備更新の実施に関する指導・助言を行います。

[国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業(ストックマネジメント技術高度化事業)]

機能保全計画の精度向上のため、①施設の診断、劣化予測、評価手法の確立、②対策工法の有効性や耐久性の検証等を行います。

[国営施設応急対策事業 応急対策]

食料の安定的な生産に不可欠な国営事業によって造成された基幹的水利施設において、不測の事態に対し2次被災防止を図るための必要最小限の整備を行います。

平成30年度 農業農村整備事業の概要

1 実施地区

事業種別	地区名	関係市町村名	受益面積	事業の概要
国営かんがい排水事業	勇払東部（二期）地区	厚真町 むかわ町	3,224ha	ダム 改修一式 揚水機場 1か所 用水路 12条
	新鷗川地区	むかわ町	3,338ha	ダム 改修一式 頭首工 改修一式 用水路 2条 排水路 4条
国営造成土地改良施設整備事業	フモンケ地区	苫小牧市 安平町	1,274ha	排水路 2条

2 調査計画地区

調査名	事業	地区名	関係市町村名
国営地区調査	国営かんがい排水事業	大原二期地区	豊浦町、洞爺湖町
	国営緊急農地再編整備事業	伊達地区	伊達市

水産基盤整備事業

(事業の概要)

当部管内の第3種及び第4種漁港は、北海道噴火湾の東部から襟裳岬の東側に位置しており、太平洋沖を主漁場としたイカ釣り漁業、刺網漁業、サケ定置網等の沿岸漁業や沖合底びき網漁業を中心に、水産物の生産・流通拠点として広域的に利用されるとともに、我が国の水産物供給基地として重要な役割を担っています。

平成30年度は、第8期北海道総合開発計画で示された施策を踏まえ、国産水産物の衛生管理や安定供給のための基盤強化、災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策を推進します。

1) 追直地区

漁港内の静穏度確保を図るための防波堤の整備を推進します。

2) 登別地区

漁港内の静穏度確保を図るための防波堤、水産物の高度衛生管理対策を図るための岸壁などの整備を推進します。

3) 三石地区

漁港内の静穏度確保を図るための防波堤の整備を推進します。

4) 様似漁港

漁港内の静穏度確保を図るための防波堤の整備を推進します。

5) 庶野漁港

水産物の高度衛生管理対策を図るための屋根付き岸壁、用地不足解消を図るための人工地盤などの整備を推進します。

6) 北海道第3種及び第4種漁港地区

追直漁港及び庶野漁港の長寿命化を図るため、岸壁などの補修を行います。

平成30年度 水産基盤整備事業の概要

事業区分	地区名	事業の概要
特定漁港 漁場整備 事業	追直地区 (第3種追直漁港)	外郭施設：外防波堤
	登別地区 (第3種登別漁港)	外郭施設：突堤 外郭施設：西防波堤(撤去) 係留施設：水深3m岸壁(改良) 水域施設：水深3m泊地 水域施設：水深3m航路
	三石地区 (第3種三石漁港)	外郭施設：島防波堤(改良)
	様似地区 (第3種様似漁港)	外郭施設：外西防波堤
	庶野地区 (第4種庶野漁港)	係留施設：水深3.5m岸壁(改良) 輸送施設：道路 漁港施設用地：用地(人工地盤) 漁港施設用地：用地(改良)
	北海道第3種及び第4種漁港地区	【追直漁港】 係留施設：船揚場(補修) 【庶野漁港】 係留施設：水深4.5m岸壁(補修)

第1種漁港：その利用範囲が地元の漁業を主とするもの

第2種漁港：その利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの

第3種漁港：その利用範囲が全国的なもの

第4種漁港：離島やその他辺地にあって漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの